

住宅改修補助制度のご案内

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事補助金について

令和2年11月30日(月)締切

◆耐震診断について◆

耐震補強の方法とそのための概算工事費をご提案します。
診断当日は、立会いをお願いします。

〈対象となる住宅〉次の全てに該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅
- ②一戸建ての住宅又は2分の1以上が住宅として使用されている併用住宅（長屋、共同住宅及び賃貸住宅は対象外）
- ③在来工法で階数が2階以下の住宅（ツーバイフォー工法や非木造の住宅は対象外）

※診断費用は、国・県・町が負担するため **無料** です。



熊本地震被害状況

◆耐震改修工事補助金◆

耐震補強工事又は現地建替え工事に補助します。

補助額は、**補強設計等費及び補助対象工事費の8割を合算した額、限度額100万円**です。

※今年度から耐震補強工事の場合、耐震改修工事の補助対象とならない付帯工事について、下記の「耐震改修促進工事」との併用が可能です。（同部位の重複申請はできません。）

補助金の交付申請を行う前に、建築工事（除却工事を含む）に着手してしまうと、補助は受けられませんのでご注意ください。補強設計等費を含む補助金交付申請を希望する場合は、補強設計契約前にご相談ください。

〈対象となる住宅〉次の条件を全て満たす住宅です。

- ①下諏訪町が実施する耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅
- ②耐震補強工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の評点を上回る工事、又は既存住宅の除却を伴う現地建替え工事で年度内（概ね2月末日）に工事完了するもの

※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111（内線245）

安心安全住宅改修補助金について

令和3年2月12日(金)締切

	安心安全住宅改修工事	耐震改修促進工事
工事内容	1.居室減災化工事 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅が対象。地震に対して効果的な耐震シェルター、耐震ベッド等の設備導入または構造の補強工事（筋交い、耐力壁等） 2.ブロック塀等除去工事 ブロック造、石造、レンガ造等の門や塀を除去する工事、除去工事に付随するフェンス等の設置及び耐震補強工事 3.屋外広告物除去工事 住宅に附属する屋外広告物を除去する工事	耐震改修促進工事 上記の耐震改修工事と同時に施工し、耐震改修工事の補助対象とならない付帯工事
補助額	工事に関する経費の2分の1に相当する額、限度額20万円	

☆月1回開催される住宅改修審査会によって審査され、認められた工事が対象となります。
補助を受けたい方は、施工前に申請をお願いします。

※詳細については、町ホームページまたは担当課にお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 産業振興課 商工係 電話27-1111（内線274）

記載のいずれの補助も予算に限りがあるため、希望のある方はお早めにお申込みください。